

玉東町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年11月

玉東町通学路安全推進協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒（以下「児童等」という。）が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成25年8月24日に町内2小学校の通学路において関係機関（熊本県土木事務所、玉名警察署、関係地区区長、小学校職員、PTA関係者、町建設課、町教育委員会）により緊急合同点検を実施し、終了後の対策会議を開催し、必要な対策内容についても関係機関で協議しました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し「玉東町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童等が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「玉東町通学路安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。

- (1) 国土交通省熊本河川国道事務所
- (2) 熊本県玉名地域振興局
- (3) 玉名警察署
- (4) 玉東町立小中学校（学校長、PTA会長）
- (5) 玉東町建設課
- (6) 玉東町教育委員会

3 取組方針

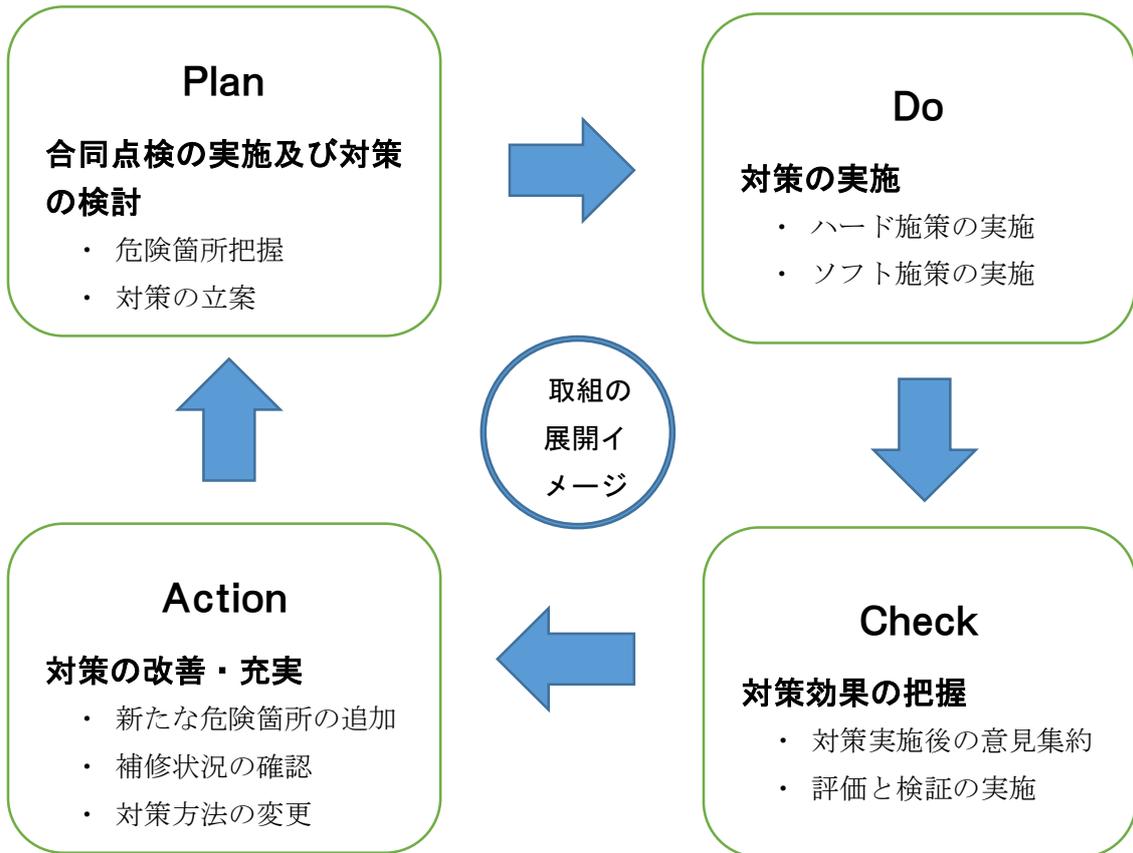
(1) 基本的な考え方

児童等が安全・安心に通学できることを目的に、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実に努めます。

また、行政は、通学路の安全対策を、学校は、中心となって交通安全教育を推進するとともに、関係機関は、地域と協働し児童等の安全を確保します。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

通学路安全確保のためのPDCAサイクル



(2) 合同点検の実施及び対策の検討 (Plan)

ア 危険箇所把握

各小中学校は、年1回、通学路の危険箇所を教育委員会へ報告します。

イ 合同点検の実施等

危険箇所の報告を受け推進協議会のメンバーが、1年に1回、夏休み前を目途に合同点検を実施します。

ただし、合同点検を行わない年は、緊急に対策が必要な箇所についてのみ、町と学校が点検を行い、推進協議会において報告します。

ウ 対策の立案

推進協議会では、合同点検の結果から明らかになった対策が必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード施策の実施や交通規制や交通安全教育のようなソフト施策の実施など具体的な実施メニューを検討し立案します。

(3) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、ハード施策及びソフト施策が円滑に進むよう、推進協議会のメンバー間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効

果が上がっているのか、また児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、保護者や地域の意見を集約し、対策効果の評価と検証を実施します。

(5) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、新たな危険箇所
の追加、補修状況の確認及び対策方法の変更など対策内容の改善・充
実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策
一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。